

生駒市条例第 3 3 号

生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市公園条例及び生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第 1 条 生駒市都市公園条例（昭和 4 5 年 3 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「生駒山麓公園ふれあいセンター内」を「生駒山麓公園」に改める。

(生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正)

第 2 条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成 3 年 1 0 月生駒市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の (1) のアの表中 3 0 1 の項を削り、3 0 2 の項を 3 0 1 の項とし、3 0 3 の項を 3 0 2 の項とし、3 0 4 の項を 3 0 3 の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。